

大阪、平 6 不59、平7.12.14

命 令 書

申立人 全大阪金属産業労働組合

被申立人 株式会社ライジング

主 文

- 1 被申立人は、申立人から平成6年6月26日付けで申し入れのあった平成6年夏季一時金に関する団体交渉について、開催場所を被申立人会社志摩工場に固執することなく誠意をもって応じなければならない。
- 2 被申立人は、申立人から平成6年9月8日付け及び同月14日付けで申し入れのあった申立人組合ライジング分会長 X 1 に対する譴責処分等に関する団体交渉について、開催場所を被申立人会社本社外に固執することなく誠意をもって応じなければならない。
- 3 被申立人は、申立人に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

記

年 月 日

全大阪金属産業労働組合
執行委員長 X 2 殿

株式会社ライジング
代表取締役 Y 1

当社が行った下記の行為は、大坂府地方労働委員会において、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると認定されました。今後このような行為を繰り返さないようにいたします。

記

- 1 当社が、貴組合から平成6年6月26日付けで申し入れのあった平成6年夏季一時金に関する団体交渉について、開催場所が志摩工場でなければならぬとして応じなかったこと。
- 2 当社が、貴組合から平成6年9月8日付け及び同月14日付けで申し入れのあった貴組合ライジング分会長 X 1 に対する譴責処分等に関する団体交渉について、開催場所が本社外でなければならぬとして応じなかったこと。

理 由

第 1 認定した事実

1 当事者

- (1) 被申立人株式会社ライジング（以下「会社」という）は、本件審問終結時、肩書地に会社本社（以下「本社」という）を、三重県多気郡明和

町及び同県志摩郡志摩町にそれぞれ工場を置き、電気機器の製造・加工を業としており、その従業員は約160名である。

- (2) 申立人全大阪金属産業労働組合（以下「組合」という）は、本件審問終結時、肩書地に主たる事務所を置き、主に大阪府下の金属産業に従事する労働者によって組織された労働組合であり、その組合員は約1,100名である。

会社には、組合の下部組織として全大阪金属産業労働組合ライジング分会（以下「分会」という）があり、本件審問終結時の分会員は11名である。

なお、分会員は、本社に勤務する分会長を除いて、全て会社志摩工場（以下「志摩工場」という）に勤務していた。

2 平成6年夏季一時金に関する労使交渉の経緯について

- (1) 平成6年6月26日、組合は、会社に対し、同年夏季一時金（以下「夏季一時金」という）について、基準内賃金の1.8か月分以上とすること等の要求書を提出し、同年7月4日に本社で団体交渉（以下「団交」という）を開催するよう求めた（以下この団交申入れを「6.26団交申入れ」という）。この申入れについて、同年6月27日、会社は組合に対し、同年7月1日に志摩工場で団交を開催する旨の回答書を提出し、団交開催場所は常に志摩工場とする労使慣行（以下「志摩工場団交慣行」という）が存在する旨を記載した。

これに対し、組合は、会社の主張する志摩工場団交慣行の存在を否認した上で団交開催場所については譲歩し、その結果、同年7月1日に志摩工場で団交が開催された。なお、会社は、団交において、夏季一時金は一律5万円とする回答を行ったが、合意に至らなかった。

また、同日、組合は、会社に対し、労使間に団交開催場所に関して会社の主張するような志摩工場団交慣行は存在しないこと、今後の団交は少なくとも2回に1回は本社で行うよう求める旨の申入書を提出した。

この申入書について、会社は、同月4日、団交はほとんどの分会員が勤務する志摩工場において行うのが妥当であり、志摩工場団交慣行があるので、今後とも本社で団交を開催しないという意味は変わっていない旨の回答書を提出した。

- (2) 平成6年7月6日、組合は、会社に対し、申入書を提出し、会社が自らの指定する場所でしか団交に応じないという態度は許されないとし、同月8日に本社で夏季一時金についての団交を開催するよう求めた。

同月7日、会社は、組合に対し、上記申入れについて回答書を提出し、団交日時及び議題は組合の申入れどおり応じるが、団交開催場所は分会員の大多数が勤務する志摩工場が妥当であるとし、組合が本社での開催に固執する理由を回答するよう求めた。

- (3) 平成6年7月8日、組合は、会社に対し、抗議兼申入書を提出し、同月7日の会社の回答は組合の団体交渉権を著しく侵害するものであると

して抗議し、夏季一時金についての団交は同月12日に本社で開催するよう求めた。

同月8日、会社は、組合に対し、上記抗議兼申入書についての回答書を提出し、同月11日に志摩工場で団交に応じるが、組合が本社での開催を求める理由を回答するよう再度求めた。

これに対し、同月11日、組合は、団交申入書を提出し、翌12日に本社で夏季一時金についての団交を開催することを求めるとともに、①団交開催場所を本社とする理由として、分会長X1（以下「X1分会長」という）及び組合本部の団交出席者が大阪に在住しているという事情がある旨を、また、②組合は、本社での団交は少なくとも2回に1回とするよう申し入れているのであって、会社の事情も考慮している旨を表明した。

しかし、会社はあくまでも志摩工場における団交開催を主張し、これらの申入れに係る団交は結局開催されなかった。

- (4) 平成6年7月18日、組合は、会社に対し、抗議兼申入書を提出し、同月19日又は25日に本社において夏季一時金についての団交を開催するよう求め、会社が志摩工場でないでと団交に応じないとしていることに抗議するとともに、組合が本社での団交開催を求める理由として、団交開催場所は労使間の事前折衝に基づいて本社又は志摩工場とすることとされていること、大阪からの移動に3時間以上も要する志摩工場に団交開催場所を限定されると、X1分会長及び組合本部の交渉委員は、すべて大阪に在住しているので、組合活動上大きな制約と不利益を受けることになる旨表明した。

これに対し、同月22日、会社は、組合に回答書を提出し、同月25日に志摩工場で夏季一時金についての団交に応じる旨、又、会社は同工場の事情を知り抜いている分会長を初めとする分会員との交渉を切望しており、組合本部から交渉委員が団交に出席する必要性が理解できない旨述べ、さらに、本社勤務のX1分会長が団交出席のため志摩工場に赴く場合は、その交通費を会社が負担する旨提案した。

同月23日、組合は、会社に対し、通告書を提出し、夏季一時金についての団交を同月25日に志摩工場で行うことを表明したが、その中で、会社が、組合側交渉委員の人選について口を挟むことは支配介入であり、また、志摩工場でないでと団交に応じないという態度を続けていることは団交拒否であるとして異議を留めた。

なお、同月25日、志摩工場において夏季一時金に関する団交が開催されたが、合意に至らなかった。

- (5) 平成6年7月29日、組合は、会社に対し、夏季一時金について申入書を提出し、最低でも基準内賃金の1か月分以上を同年8月10日に支払うこと及び同月5日に本社で団交を開催するよう求めた。

これに対し、会社は、同年8月1日に回答書を提出し、同月5日に団

交を志摩工場において開催するが、夏季一時金の回答額の上積みは現在の業績から困難である旨述べた。このため、同月4日、組合は、会社に対し、抗議兼申入書を提出し、夏季一時金について回答額の上積を拒否し、志摩工場でないとならば開催しないという会社の態度は不誠実であるとして抗議するとともに、翌5日に本社で開催するよう再度求めた。しかし、同月4日、会社は、組合に対し、上記抗議兼申入書について、翌5日の団交は志摩工場で開催するという会社の考えは変わらない旨の回答書を提出し、その結果、同月5日の団交は開催されなかった。

- (6) 夏季一時金についての団交は、前記(4)記載の平成6年7月25日の団交を最後に、本件審問終結時に至るまで開催されておらず、同一時金は、労使交渉が未妥結のまま仮払いが行われている。

3 X1分会長に対する譴責処分等に関する労使交渉の経緯について

- (1) 平成6年8月25日、会社は、X1分会長に対し、同分会長が会社の雇用調整助成金申請に係って伊勢公共職業安定所に問い合わせたことが会社の名誉を傷つけたとして譴責処分を行った。

この処分について、同月31日、組合は、会社に対し、X1分会長への譴責処分は、その理由がなく、会社が同分会長の組合活動を嫌悪して行ったものであるとして抗議するとともに、同処分についての団交を同年9月6日に本社で開催するよう求めた（以下この団交申入れを「8.31団交申入れ」という）が、この申入れについての団交は開催されなかった。

- (2) 平成6年9月8日、組合は、会社に対し、8.31団交申入れ記載の団交議題であるX1分会長に対する譴責処分問題に加え、会社による同分会長に対する嫌がらせがあったとして、これらを議題として、同月10日に本社で開催するよう文書で申し入れた（以下この団交申入れを「9.8団交申入れ」という）。これに対し、同月13日、会社は、組合に対し、同月16日に大阪市城東区のレストラン「ファイブテン」の会議室で団交を開催する旨の回答書を提出した。

この回答について、翌14日、組合は、会社に対し、申入書を提出し、団交は同月16日に本社会議室で開催するよう求めた（以下この団交申入れを「9.14団交申入れ」という）が、同月14日、会社は、組合に対し、団交開催場所について調整するための事務折衝を早急に行いたい、現状での団交開催は困難であるとする回答書を提出した。

- (3) 平成6年9月19日、組合は、当委員会に対し、組合が本社での団交開催を申し入れたのに対し、会社がその指定する場所以外では団交に応じないことが不当労働行為であるとして本件救済申立てを行った。

- (4) 平成6年9月20日、会社は、組合に対し、9.14団交申入れに係る団交を同月26日に開催するが、組合が団交開催場所として希望する本社会議室は、来客や社内会議等業務上使用することが多いので、団交に使用できない旨、文書回答した。この回答について、同月21日、組合は、会社に対し、会社が本社内での団交には応じないという結論を示したもので

あり、組合としてこれに同意できないとした上、X1分会長に対する嫌がらせ及び譴責処分等を議題とした団交を開催するために、同月26日から29日の間で本社において団交開催が可能な期日を提案するよう、また、同期間中に開催不可能な場合は10月における可能な期日を提案するよう求めた。

これに対し、会社は、同月9月22日付け回答書において、本社以外の場所で団交を開催する旨を主張したため、組合は、交渉内容の緊急性に鑑み、この議題についての1回目の団交は特例として組合本部での開催に同意する旨表明した。この結果、団交は、同月28日に組合本部において開催されたが、団交開催場所についての話し合いに終始し、予定された議題についての団交は行われなかった。

なお、会社は、本社会議室が使用できないことを説明するに当たり、同室が会議などで頻繁に使用されている旨を理由として説明したが、具体的な使用状況については説明しなかった。

(5) 9.8団交申入れ及び9.14団交申入れに係る団交は本件審問終結時に至るまで開催されていない。

4 従来の団交開催場所について

(1) 会社と組合の間では、団交は勤務時間外に開催されており、団交開催場所については、格別の取り決めは存在せず、その都度、事前折衝により会社内の本社または、志摩工場とされていた。

なお、このような事前折衝の結果、平成3年以前の団交は、本社又は志摩工場で開催され、同4年以降6.26団交申入れに至るまでの団交は、その大多数が志摩工場で開催されていた。

(2) 本社における団交は、10名程度が入室できる会議室で開催されていたが、本社には、会議室の他に6名程度が入室できる応接室がある。なお、本件審問終結時、会議室は1週間のうち2、3日程度が勤務時間外に業務で使用されていた。

5 請求する救済の内容

組合が請求する救済の内容の要旨は次のとおりである。

(1) 会社は、6.26団交申入れについて、志摩工場でないと団交に応じない、夏季一時金回答額の上積みは一切しないとの態度を改め、誠意をもってこれに応じること。

(2) 会社は、組合が本社で開催するよう求めた団交について、本社で誠意をもって応じること。

(3) 謝罪文の掲示。

第2 判断

1 当事者の主張要旨

(1) 組合は次のとおり主張する。

会社の以下の行為は、正当な理由なく団交を拒否するものであり、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

ア 従来、団交開催場所は、組合本部が大阪市内にあること及び団交議題に応じた組合の団交出席者の居住地を考慮し、労使の事前折衝により決定されており、志摩工場団交慣行は存在しない。しかるに、会社は、本社を団交開催場所とする夏季一時金に関する6.26団交申入れについて、志摩工場団交慣行が存在すると主張してこの団交を拒否している。

イ 会社は、組合が本社で開催するよう申し入れた9.8団交申入れ及び9.14団交申入れについて、本社会議室が使用可能であるにもかかわらず、何ら具体的な理由及び根拠を示すことなく、同室は業務上使用できないとして、本社での団交開催を拒否している。

(2) 会社は次のとおり主張する。

会社の行為は、次の理由により団交拒否には当たらず、不当労働行為ではない。

ア 従来、団交開催場所については、団交議題や団交出席者の勤務地及び居住地を考慮して決定するという労使間の了解があった。

その結果、少なくとも平成4年以降は、団交開催場所は志摩工場とすることが労使間の事実上の慣行、黙示的なルールとして定着していた。6.26団交申入れ当時、会社の団交担当者が志摩工場に勤務し、同工場周辺に在住しており、又、分会員の大多数が同工場に勤務していたことからしても、会社が組合からの団交開催場所の一方的な指定に対して無条件に応じる必要はなく、団交開催場所を同工場とすることには合理性がある。

イ 会社は、組合から本社で開催するよう申入れのあった9.8団交申入れ等について、組合の求める本社会議室を団交開催場所とはしなかったが、その理由は、同室が業務の打ち合わせに使用されることが多く、団交開催場所としてあらかじめ確保しておくことが困難であるからである。

なお、会社は、代替案として大阪市内のレストランの会議室における開催を提案しているが、このことが団交開催自体を困難にしたり、団交の実を上げ得ない等の特段の事情を示すものではない。

2 不当労働行為の成否

(1) 夏季一時金に関する6.26団交申入れについて

夏季一時金に関する6.26団交申入れについて、前記第1.2(1)ないし(6)認定によれば、①組合が本社での団交開催を求めたのに対し、会社は、団交開催場所が志摩工場に限定される旨の労使慣行の存在を主張して志摩工場での開催に固執し、組合の譲歩により平成6年7月1日に志摩工場で団交が開催されたものの合意に至らなかったこと、②以降の同一議題についての団交申入れについても、会社は、志摩工場団交慣行の存在を主張して本社での開催を頑なに拒否し、同月25日に組合が異議を留めて志摩工場での団交が開催されたが合意に至らなかったこと、③

同年8月4日、組合が、再度本社での団交開催を申し入れたにもかかわらず、会社は、志摩工場での団交開催の意思は変わらない旨の回答を行い、上記②の同年7月25日の団交を最後として労使交渉がなされないまま夏季一時金の仮払いが行われたことがそれぞれ認められる。

会社は、少なくとも同4年以降、団交開催場所は志摩工場とすることが労使間の事実上の慣行、黙示的なルールとして定着していたと主張するので、この志摩工場団交慣行の存否について検討する。

前記第1. 4(1)認定によれば、同4年以降6.26団交申入れに至るまでの間に開催された団交は、その多くが志摩工場で開催されていたが、団交開催場所については格別の取り決めは存在せず、その都度、労使間の事前折衝において諸般の事情を勘案して決定されていたこと、また、それ以前の期間における団交は本社でも開催されていたことがそれぞれ認められる。

このことからすれば、同4年以降、志摩工場で団交が開催されていたことは労使間の事前折衝の結果であって、団交開催場所を同工場に限定する旨の労使慣行が存在していたと言うことはできない。

次に、会社は、会社の団交担当者及び分会員の大多数が志摩工場に勤務しているのであるから、会社が志摩工場での団交開催を求めることに合理性があり、組合からなされた団交開催場所の指定に無条件に応じる必要はないと主張する。

しかしながら、前記第1. 1(2)、2(3)及び(4)認定のとおり、組合本部が大阪市内にあり、夏季一時金に関する組合側団交出席者が大阪に在住していることからすれば、組合が本社での団交開催を求めることにも合理的な理出が存すると考えられる。

そうすると、会社が、一方的に団交開催場所を志摩工場のみであると主張することには、正当な理由を見出し難い。

しかも、組合は、自らの都合を一方的に主張するのではなく、本社での団交は少なくとも2回に1回でよいとして会社の都合を考慮する姿勢を表明していることからすれば、団交開催場所は事前折衝により調整される余地はあったと解される。

したがって、会社が労使の協議による合意を得る努力をすることなく、志摩工場団交慣行の存在あるいは志摩工場での団交開催の合理性を一方的に主張し、その結果、同6年6月26日付けで申入れのあった夏季一時金に関する団交申入れを拒否していることは、正当な理由なく団交を拒否しているものと判断され、かかる会社の行為は労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

(2) 9.8団交申入れ以降の団交開催場所について

前記第1. 3(2)及び(4)認定のとおり、①組合は、8.31団交申入れの団交議題にX1分会長に対する嫌がらせ等の議題を追加して9.8団交申入れを行い、本社における団交開催を求めたのに対し、会社は大阪市内

のレストラン内の会議室で団交を開催する旨回答したこと、②再度、組合が本社での団交開催を求めた9.14団交申入れについても、会社は、同日、本社における団交開催は困難である旨、平成6年9月20日にも本社会議室を団交に使用することは困難である旨回答し、これらの団交申入れに応じなかったことがそれぞれ認められる。

ところで、前記第1.4(1)及び(2)認定のとおり、従来の団交の開催場所は、本社会議室又は志摩工場であり、いずれにしろ一貫して会社内部で開催されていたのであり、社外でこれを開催した事実は窺い得ない。また、その具体的な場所が本社会議室又は志摩工場のいずれとするかについても労使間の事前折衝で決定されていたのである。こうした事実からすれば、会社が、本社における団交開催が困難であるとして社外での団交開催を提案するに当たっては、組合に対して、その合理的な理由を説明し、もって組合との合意を得るための協議を尽くすことが必要であったと解される。

この点について、会社は、本社における団交開催が困難である理由として、本社内の会議室は、業務の打ち合わせに使用することも多く、団交のためにあらかじめ確保しておくことが困難であると主張するが、前記第1.4(2)認定によれば、本社会議室が勤務時間外に業務で使用される頻度は週に2、3日程度であり、本社内には代替可能となる応接室もあること、本社における団交開催が困難となった特段の事情変更も認められないことからすれば、本社内での団交開催が一切不可能であったとまでは認められない。

しかるに、前記第1.3(2)及び(4)認定によれば、同6年9月14日、会社が、組合に対し、形としては「団交開催場所について調整するための事前折衝を早急に行いたい」旨申入れを行ってはいるものの、組合に対し、本社会議室が業務上使用が困難であることについて、同室の具体的な使用状況の説明をなしたり、又、同室の使用が可能な期日の提案を誠意をもって行った事実は認められず、本件申立て後の同月21日に、組合が、改めて本社での団交開催を求め、団交日時について同月26日から29日までの間あるいは同年10月にかけてという相当期間の幅を持たせて会社の都合を考慮する姿勢を示したことに對しても、会社は、本社会議室の具体的な使用状況等を何ら説明することなく、一方的に本社での団交開催に応じられないとしていたことが認められる。

これらに加え、前記(1)判断のとおり、会社が、夏季一時金に関する団交申入れについては、志摩工場における団交開催に固執したことを併せ考慮すれば、結局、会社は、本社での団交開催の可否について誠実な労使協議を行うことなく、本社では団交を行わないことに固執していたものと判断される。

したがって、会社が、9.8団交申入れ及び9.14団交申入れについて、本社において団交を行わないことは、正当な理由なく団交を拒否してい

るものと判断され、かかる会社の行為は労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

3 救済方法

組合は、会社に対し、謝罪文の掲示を求めるが、主文3の救済をもって足りると考える。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により、主文のとおり命令する。

平成7年12月14日

大阪府地方労働委員会
会長 由良数馬 ㊞